

## 役員等報酬規程（評議員、理事、監事）

### （目 的）

第 1 条 この規程は、役員等の報酬に関する事項を定める。

### （報 酬）

第 2 条 役員等が、評議員会、理事会に出席した場合、役員報酬を支給する。

### （支給額）

第 3 条 支給額は、出席 1 回につき 6,000 円とする。

### （改 正）

第 4 条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

### 附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。